平成２３年（再イ）第１３３号
北九州市小倉北区中井４丁目６番６―805号
再生債務者　後藤　小平
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月22日まで
平成24年３月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第１５号
青森県五所川原市大字広田字下り松61番地１
再生債務者　成田　修一
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月29日まで
平成24年３月１日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第３０５号
横浜市西区浜松町10番23―702号
再生債務者　長澤みさ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第６８０号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―30―４―1005
再生債務者　篠崎　健一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１１８０号
東京都足立区鹿浜６―36―４
再生債務者　麻生　悟
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第９０４号
大阪府枚方市南中振１丁目３番14号
再生債務者　ワールド保険サービスこと　山本　功
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月29日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
仙台市太白区泉崎２丁目16番５―302号
再生債務者　中嶋　隆博
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月11日から平成24年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号
千葉県匝瑳市椿1656番地14
再生債務者　小川　東洋
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月22日まで
平成24年３月１日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再ロ）第３号
富山県滑川市吉浦135番地３
再生債務者　浜浦　正博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月22日まで
平成24年３月１日
富山地方裁判所

平成２３年（再ロ）第２３号
札幌市北区新琴似６条16丁目３番７号
再生債務者　藤本　好恵
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月29日まで
平成24年３月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１号
滋賀県彦根市東沼波町960番地７
再生債務者　野村　勉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月２日まで
平成24年２月27日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０１０４号
千葉県市川市平田３―５―２―124
再生債務者　阿部　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１１３号
埼玉県日高市大字高富３―25
再生債務者　南雲　克伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第４号
千葉県東金市小野1579番地25
再生債務者　吉田　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再ロ）第６号
愛媛県松山市志津川町70番地１
再生債務者　門屋　朝子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日　松山地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第３号
盛岡市北松園２丁目31番２号
再生債務者　大森　芳美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（再ロ）第６号
和歌山市松江西２丁目５番15号
再生債務者　宮川　和生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

企業年金基金変更公告

当企業年金基金は事務所の所在地を変更したので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定に基づき、次のとおり公告する。
1．新所在地　東京都千代田区丸の内２丁目７番１号
2．旧所在地　東京都千代田区大手町１丁目１番１号
3．変更年月日　平成24年２月27日
平成 24 年３月９日
三菱東京ＵＦＪ銀行企業年金基金
理事長　島本　武彦